

平生町告示第38号

平成22年第5回平生町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成22年11月26日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成22年11月29日

2 場 所 平生町議会議事堂

3 付議事項

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (2) 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

応招した議員

河藤 泰明君	大井 哲也君
岩本ひろ子さん	田中 稔君
淵上 正博君	藤村 政嗣君
細田留美子さん	柳井 靖雄君
吉國 茂君	平岡 正一君
河内山宏充君	福田 洋明君

応招しなかった議員

平成22年 第5回(臨時)平生町議会会議録(第1日)

平成22年11月29日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成22年11月29日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第2号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第3号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定(1日)
- 日程第4 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第2号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第3号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

出席議員(12名)

1番 河藤 泰明君	2番 大井 哲也君
3番 岩本ひろ子さん	5番 田中 稔君
6番 淵上 正博君	7番 藤村 政嗣君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 吉國 茂君	11番 平岡 正一君
12番 河内山宏充君	13番 福田 洋明君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 藤田 衛君

書記 岩井 浩治君

説明のため出席した者の職氏名

町長 山田 健一君 副町長 佐竹 秀道君
教育長 高木 哲夫君 総務課長 吉賀 康宏君

午前9時00分開会・開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年第5回平生町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、淵上正博議員、藤村政嗣議員を指名いたします。

・

日程第2．会期の決定

議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決しました。

・

日程第3．諸般の報告

議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議員派遣の報告のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成22年10月分及び11月分の例月出納検査の結果報告並びに地方自治法第121条の規定による本臨時会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の報告は、お手元に配布の文書のとおりであります。

これをもって、諸般の報告を終わります。

・

日程第4．議案第1号

日程第5．議案第2号

日程第6．議案第3号

議長（福田 洋明君） 日程第4、議案第1号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例から日程第6、議案第3号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例までの件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さんおはようございます。

提案理由説明の前に一言お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。先日の町長選挙におきましては、おかげさまで4期目の当選を果たすことができました。今回も無投票ということで、それだけ町民の厚い信頼と期待を寄せていただいた結果だと思っております。ここに改めて今日までの議会の皆さまの御指導や、町民各位の御支援に、衷心より厚くお礼申し上げる次第でございます。この住民の負託を重く受けとめ、その期待にこたえるため、常に初心を忘れることなく全力投球してこの難局を乗り切っていく決意であります。引き続き、変わらぬ御指導と御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、季節は短い秋を終え、冬への様相を濃くしております。昨年の今頃は、新型インフルエンザが猛威を振るい、本町におきましても小中学校の学級閉鎖を初め、諸行事の中止を余儀なくされたところであります。今年におきましても、秋田県の医療施設で集団感染が起こるなど、既に流行の兆しをみせておりますが、幸いにしてこの地方にはいまだ流行の報告は届いておりません。昨年中止となりましたこの時期恒例の行事でありました町内駅伝も、先般無事に終えることができました。2年ぶりに満を持して出場した選手の皆さんの力強い走りから、仲間とともに走る喜びと、健康である喜びが伝わってまいりました。今年流行が取りざたされている季節性インフルエンザは幅広い年齢層に感染が予想されるだけに、十分な予防に心がけ、健康でみんなが今シーズンを乗り切っていきたいものだと思っております。

そのさなか平成22年第5回平生町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多忙にもかかわらず全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本臨時会に御提案申し上げます議案は、国の人事院勧告に基づきます職員等の給与改定に係る条例3件でございます。

それでは、この時期に臨時議会の開催をお願いしなければならなかった経緯を踏まえ、議案第1号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第2号平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第3号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について一括して御説明申し上げます。

まず、議案第1号につきましては、去る8月10日に行われました人事院勧告を受け条例改正するものであります。今回の勧告は、月例給、ボーナスともに引き下げられるものでありまして、昨年に引き続き厳しい内容となったものでございます。本町関係条例の改正も勧告に準じた改正となっているものでありますが、具体的内容といたしましては、今回初めての措置として、特に民間との給与格差が拡大している傾向にある55歳以上の管理職員の給料に限り、1.5パーセント減じて支給するものであります。さらに、そのことによる解消分を除いた残りの給与差を解消するため、40歳台以上の中高齢層に対し、平均0.1パーセント程度の引き下げを行うものであります。また、平成18年4月に行われた給与構造改革の経過措置額についても昨年に引き続き、同様の引き下げを行うものであります。

期末勤勉手当につきましても民間の支給割合に見合うよう、0.2カ月分の引き下げを行うものであります。また、4月からの年間給与につきましては、情勢適応の原則に基づき、民間との実質的な均衡が図られるように12月の期末手当において調整を行うものであります。なお、期末手当の支給基準日が12月1日となっております関係上、今月中にこれらの改正を行う必要がございますので、この時期に臨時会の開催をお願いいたしましたものであります。

議案第2号につきましては、議会議員の期末手当に関する改正を、議案第3号につきましては町長、副町長、教育長の期末手当に関する改正を、それぞれ一般職に準じ、支給率を0.15カ月分減じるものであります。以上をもちまして、本日御提案申し上げました議案の説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思っております。皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただき御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。議案第1号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例から議案第3号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例までの件について、一括して質疑を行います。質疑はありますか。淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） それでは、今回の職員の給与に関する条例の提案に対して2点ほど質問をさせていただきます。

まず、第1点目として、組合との交渉はどういうふうに進められたのか。

2点目として、今回の人事院勧告に対して町長のお考えをお伺いをいたします。今日本国内、また、当町におきましても、この不況の中でデフレスパイラルと言われる中で、今提案をされた賃下げを行っていくのならば、ますます不況になっていくと考えられます。この不況はこれから長引いていくと考える中で、町長はどのようなお考えを持っておられるか、この2点についてお

伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） ただいま2点、御質問をいただきまして、1点目は組合との交渉については、先だって最終的には私も交渉の場に臨みまして、組合との最終的な決着を図ったわけでございますけれども、この人勧が出されて以降、組合とも何度かこの交渉を重ねてまいりました。特に、今回も去年に引き続いてのこういう引き下げの内容になっておりますだけに、組合のほうとしても、それは何とか回避できないかということでいろいろ交渉も重ねてまいりましたけれども、最終的には今日までもそうでありまして、一応我々としても人事院勧告を尊重する立場で今日まで対応してきたということが大前提でございまして、今回も民間との給与格差の是正ということが一つの大きな柱になっておりますだけに、この辺も踏まえて町民の皆様の御理解と御協力が今後ともいただけるような我々としての職員、そしてまた町の執行体制と、こういうものを考えていこうということで、御理解をいただいたところでございます。

それから2点目につきましては、おっしゃるように経済全体がこれから先行きが非常にどうなっていくのか、大きな我々も注視をしていかなければいけない状況に今あるというふうに思っております。そうした中で、全体的に内需の拡大ということが一方では求められているわけですが、なかなか現実にそういう形で進んでいない状況が一方でございます。こうした中にあって職員の今回の給与改定につきましては、今も申し上げましたように、人事院勧告を踏まえながらきょうも提案させていただきましたけれども、昨年に準じて昨年と同様に大変厳しい環境にある、厳しい内容になっておるといことは重々承知をいたしておりますが、我々としても今回のこの人事院勧告を尊重した対応をしていこうということで、対応させていただきました。そのことが結果的に景気等に与える影響というのは、まだ我々として今、判断できる状況じゃありませんけれども、民間との給与格差の是正というのは、やっぱり昨今避けて通れない一つの大きなテーマになっているというふうに受けとめております。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（6番 淵上 正博君） 今町長から御答弁をいただきましたが、これはですね、やはり民間の給与が下がる、そして公務員の給与を下げる、また民間が下がると、ますますデフレにいくわけですね。この辺をどっかでですね、やっぱりストップをさせないと。ますますこの日本経済は疲弊をしていくのじゃないかと考えられます。どっかでストップをするように、町長もお考えをよろしく願いをいたしまして質問を終わります。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。分割して採決を行います。まず、議案第1号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を、起立により、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。

よって、議案第1号の件は、原案のとおり可決されました。

次に議案第2号平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。

よって、議案第2号の件は、原案のとおり可決されました。

次に議案第3号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立多数であります。

よって、議案第3号の件は、原案のとおり可決されました。

議長（福田 洋明君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成22年第5回平生町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時15分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 湊 上 正 博

署名議員 藤 村 政 嗣